

船橋市光風みどり園事業概要

1. 施設の概要

- ・名 称 船橋市光風みどり園
- ・所 在 地 船橋市大神保町1359番地7
- ・開 設 日 昭和60年4月1日
- ・施設の種類 指定障害福祉サービス事業所（多機能型）
- ・設 置 主 体 船橋市
- ・敷 地 面 積 6,611.56 m²
- ・延 床 面 積 2,074.14 m²

2. 施設の目的

光風みどり園は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づく生活介護、自立訓練、就労継続支援B型、日中一時支援の障害福祉サービス等を実施する施設で、知的障害により一般企業に就職することが困難な人のために仕事のしやすい設備を整え、日々家庭やグループホーム等から通所することにより、生活支援や作業指導を行い、社会的自立を促進することを目的としている。

3. 利用者

法に基づく介護給付費等の支給を受ける18歳以上の者

4. 定員

100名

5. 事業

- (1)法第5条第7項に規定する生活介護(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者(以下「身体障害者」という。)の利用に係るものを除く。)に関する事。
- (2)法第5条第12項に規定する自立訓練(身体障害者の利用に係るものを除く。)に関する事。
- (3)その他市長が特に必要があると認める事。

6. 運営方針

(1)作業活動支援

一人ひとりが自信・誇り・自覚を高め、お互いに評価し、尊重しあえる集団形成を目指し、

- ・働くことへの向上心と意欲の向上、積極性・協調性・責任感を培う。
- ・健康を保持する。

- ・ 礼節、身だしなみを自覚する。
- ・ 作業内容
 - ①清掃班：市営霊園の園内清掃業務
 - ②園芸班：花の栽培作業、植栽作業、剪定、除草作業、果樹栽培
 - ③室内作業班：資源分別作業、手芸綿加工作業等

(2)生活支援

利用者個々の生活の向上を目指すため、

- ・ 日常的に必要な基本的な生活習慣の確立を図る。
- ・ 実生活に密着した基本的な知識を培う。
- ・ 共同生活のきまりや他人との協調性を培う。
- ・ 障害の重度化、高齢化にあわせて精神面、体力面に配慮した活動を行い、豊かな生活を形成する。
- ・ 余暇時間の有効活用として、レクリエーション等を通して、健全で明るい豊かな人間関係と情緒の安定及び社会性の向上を図る。

(3)就労支援

各作業活動を展開しながら、利用者個々の適性、能力を考慮して、働く事を見すえた取り組みも行っていく。

就労に向けては、利用者自身の能力及び適性を把握し、利用者本人はもとより、家族、保護者の意向を最大限に尊重し、理解を得ながら就労活動支援を行う。